JAバンク群馬

商品概要説明書

教育ローン（カード型）

（2026年４月１日現在）

商品名	教育ローン（カード型）
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上満65歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が6か月以上の方。 ○教育施設（修業年限が6か月以上（外国の教育施設は3か月以上）の次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ａ　大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 ｂ　専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） ｃ　高等学校、高等専門学校、中学校、小学校 ｄ　特別支援学校の高等部、中等部、初等部 ｅ　その他職業能力開発校などの教育施設 ○生活の本拠が定まっている方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から２か月以内にお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等。
契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
契約期間	○ご契約日から１年後の応答日の属する月の10日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新規貸越可能期間中であっても、不適格等により１年毎の契約更新が停止した場合や65歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となります。
借入利率	○変動金利とします。 ○満65歳の誕生日の経過により契約の更新を停止して以降は、契約更新停止時の利率を完済時まで適用します。 ○お借入利率には、年1.00％の保証料を含みます。

<table>
<tr><td></td><td>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。
○約定返済
毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。
<table>
<tr><th>契約金額（借入極度額）</th><th>約定返済金額（元金+利息）</th></tr>
<tr><td>10 万円以上 140 万円以下</td><td>１万円＋利息</td></tr>
<tr><td>150 万円以上 280 万円以下</td><td>２万円＋利息</td></tr>
<tr><td>290 万円以上 420 万円以下</td><td>３万円＋利息</td></tr>
<tr><td>430 万円以上 570 万円以下</td><td>４万円＋利息</td></tr>
<tr><td>580 万円以上 700 万円以下</td><td>５万円＋利息</td></tr>
</table>
○任意返済
毎月の約定返済のほかに、当ＪＡ窓口あるいはＡＴＭから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。</td></tr>
<tr><td>利息の計算方法</td><td>○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした１年を 365 日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（群馬県農業信用基金協会ま）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ご融資の際、事務手数料が必要となる場合がございます。
○ＡＴＭ・ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
○ご返済条件を変更される場合、条件変更手数料が必要となる場合がございます。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当Ｊ　Ａ本支店（所）にお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。ＪＡ本支店（所）またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。</td></tr>
</table>

	群馬弁護士会 （紛争解決センター）　電話：０２７－２３４－９３２１ 東京弁護士会 （紛争解決センター）　電話：０３－３５８１－００３１ 第一東京弁護士会 （仲裁センター）　電話：０３－３５９５－８５８８ 第二東京弁護士会 （仲裁センター）　電話：０３－３５８１－２２４９ 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）」では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要となる場合がございます。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡバンク群馬